

船橋市各種がん検診及び特定健康診査事業推進検討会設置要綱

(設置)

第1条 本市が実施する各種がん検診の精度管理並びに特定健康診査及び特定保健指導の効果的な実施を推進するため、船橋市各種がん検診及び特定健康診査事業推進検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1)各種がん検診の精度管理
- (2)各種がん検診及び特定健康診査の受診率向上
- (3)特定保健指導の利用率向上及び効果的な実施方法の検討
- (4)各種がん検診、特定健康診査及び特定保健指導に係る課題に関する検討
- (5)その他

(組織)

第3条 検討会は、健康部長、健康部副参事、健康づくり課長及び船橋市医師会所属の医師をもって組織する。

- 2 前項の船橋市医師会所属の医師は、各種がん検診、特定健康診査及び特定保健指導を担当する者とする。
- 3 第1項に定める者のほか、必要に応じ、協議事項の関係者が会議に出席することができる。

(会議の開催)

第4条 市長は、会議の開催にあたり、前条に掲げる者に対し開催を通知し、出席を依頼する。

- 2 会議の進行は、健康づくり課長が行う。

(災害補償)

第5条 業務の従事中、又は通勤途上において災害を受けたときは、本市が加入する傷害保険により補償を行うものとする。

(事務局)

第6条 検討会の事務局を、健康づくり課に置く。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。